

平成29年度高齢者相談センター（地域包括支援センター）評価概要

1 評価の目的

- (1) 習志野市が業務委託している高齢者相談センターの運営が適切に行われているかどうかについて受託法人に対し調査確認します。
- (2) 調査確認結果を受託法人に報告し、今後の業務運営に役立てられるよう指導助言します。
- (3) 習志野市は設置主体として、高齢者相談センターの実施状況について評価を行うことで課題や現状を把握し、包括的支援事業の実施に必要な運営方針の策定や措置を講じます。

2. 評価対象

市内5か所の高齢者相談センター

3. 評価方法

- (1) 各高齢者相談センターによる自己評価票を使用した自己評価。内容は「4. 評価項目」のとおりとします。
- (2) 自己評価票をもとに市が現地調査とヒアリングを行います。

4. 評価項目

大項目6本を柱とする評価項目を設定し、97項目の評価指標を設定しました。

大項目	中項目	評価指標
I. 運営体制と共通的基盤業務	11	33
II. 総合相談支援業務	7	21
III. 権利擁護業務	6	18
IV. 包括的・継続的ケアマネジメント	3	9
V. 介護予防ケアマネジメント	2	6
VI. その他、地域包括ケアシステム、認知症施策等	3	10
合計	32	97

5. 評価基準

評価基準は、「A」「B」「C」「D」「E」の5段階評価とし、評価指標に示された取り組みを行っている「評価C」が要求水準となっています。

高齢者相談センター 5段階評価基準	
評価A	評価指標を上回る取り組みを行って大きな成果を上げている。
評価B	評価指標に示された取り組みを行って一定の成果を上げている。
評価C	評価指標に示された取り組みを行っている。
評価D	評価指標に示された取り組みの検討をしているが着手していない。
評価E	評価指標に示された取り組みを行う検討がなされていない。